

塩素系溶剤に関するQ&A（過去当協会にお問合せがあった主なもの）

2023.10

No.	対象溶剤	お問い合わせ内容	回答	分類
1	ジクロロメタン	排水中の含有濃度を知りたいのですが、簡易測定方法は無いのでしょうか？	排水基準の0.2mg/lレベルを判定する簡易測定法はありません。（ヘッドスペース法と呼ばれる分析手法は、検量線を作成し検量線から排水中濃度を読み取る事が可能です）	水濁法
2	ジクロロメタン	水濁法に関し、装置点検業務を外部委託したいのですが、委託先はどこが受けてくれるのでしょうか？	当協会からご紹介出来る情報はありません。装置メーカーや自社近辺で設備管理を受託してくれる会社に相談されたらどうでしょうか？	水濁法
3	ジクロロメタン	塩素系溶剤とアルミ切削粉の反応性、使用可否など知りたい。	国内洗浄剤メーカーは、アルミや銅の洗浄に適したグレードを持っています。洗浄剤メーカーの推奨するグレードで、メーカーの推奨する使用方法であれば問題はありません。但し定期的にアルミ切削粉を掃除、除去しないまま長期間使用したり、液管理が不十分な場合、分解を起こし塩素や、塩化水素等が発生する危険性があります。	物性
4	トリクロロエチレン	金洗用で年間500kg以上使用している。先般PRTR法が改正されたが申告対象について知りたい。	トリクロロエチレンはPRTR法の改正により、特定第一種指定化学物質に移行しました。 移行期にあたり令和5年度届け出分（令和4年度把握分）は、従来の第一種指定化学物質となります。（濃度閾値1wt%以上、年間取扱量1t以上） 令和6年度届け出分（令和5年度把握分）は、濃度閾値は0.1wt%以上、年間取扱量は0.5t以上が申告対象となります。	PRTR法
5	トリクロロエチレン	トリクロロエチレンはオゾン層破壊物質ですか？	モントリオール議定書の対象物質（オゾン層破壊物質）ではありません。ご参考までに当協会のWebサイトで公開しているSDSをご覧ください。	法令
6	トリクロロエチレン	有機則が特化則に移行すると何が変わるのでしょうか？	厚生労働省のWebサイトをご参照ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000057700.html	安衛法
7	トリクロロエチレン	トリクロ代替で炭化水素系洗浄剤に変更する事とし、新たに洗浄装置を入れました。しかし洗浄がうまく出来ない状況になり困っています。トリクロは今後も使えるのでしょうか？代替物質は他に無いのでしょうか？	トリクロロエチレンは特定化学物質障害予防規則（特化則）に指定されましたが、法の要件を守ることでも今後使用可能です。詳細は厚生労働省のWebサイトをご参照ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000057700.html	有害性
8	テトラクロロエチレン	ドライクリーニング用のパークは、今後も使用できるのでしょうか？	テトラクロロエチレン（パークロロエチレン）は、ドライクリーニング用として世界的にも主流の溶剤です。しかしながら、発がんの疑いのある物質として、様々な法規制が敷かれており、特定の国や地域において、使用を制限する動きもあります。日本においては、過去の誤った使い方による、地下水汚染問題などにより多くの法が改正されました。しかし、不燃性で洗浄力があり、溶剤単価が安価な事もあり、法に沿って適切に管理されたドライ機であれば、作業環境に問題なく、使用を継続できると考えています。	有害性
9	全般	塩素系溶剤の発がん性他危険有害性情報、物性データや、法規制データを知りたい。	当協会WebサイトにSDSを始め、各種データを公開していますのでぜひご参照下さい。	有害性
10	全般	RoHS規制他欧米の規制状況を知りたい。	RoHS規制は、鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、臭素系難燃剤（PBBとPBDE）の7物質についての含有物質規制です。塩素系溶剤には <u>含有しない</u> ので該当しません。 また、欧州の規制として代表的なREACH規制がありますが、そのSVHCリストにトリクロロエチレンが認可対象物質として登録されました。 欧米の規制は、 <u>製品に含有する化学物質の情報伝達を求めるもの</u> で、仮に日本において製造時にトリクロロエチレンを使用したとしても、欧州に輸出する製品に含有しない限り、情報伝達の対象では有りません。	海外法令（代表的なREACH, RoHSについて）

No.	対象溶剤	お問い合わせ内容	回答	分類
11	全般	作業環境測定はどこに依頼すれば良いのでしょうか？	日本作業環境測定協会のH.P.に全国の測定機関が紹介されています。 https://www.jawe.or.jp/link/sokuteikikanichiran1.html	その他
12	全般	洗浄機を廃棄したいが、これの処理に係る規制は何があるのでしょうか？	洗浄機の廃棄については、廃棄処分方法と共に洗浄工程そのものが無くなる場合は、地元自治体への届出が必要になります。 洗浄機内に溶剤が残留していれば、完全に抜き取って廃液を特別管理産業廃棄物処理業者（特管物処理業者）へ委託し、装置は産業廃棄物処理業者にて処分が出来ます。但し、装置内に溶剤が微量でも残っていれば洗浄機全体を特別管理産業廃棄物として処理する事になります。 洗浄工程が無くなる場合（工程変更、事業廃止等）は、特定施設廃止届を各自治体に提出する事になります。	法令
13	全般	水濁法の規制に合致する、適切な床材の材質について知りたい？	弊協会発行「クロロカーボン適正使用ハンドブック」又は環境省発行「地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル」を参照。	水濁法
14	全般	手作業で塩素系溶剤を使用して洗浄していますが、関係する規制は何があるのでしょうか？ また、保護具や安全対策はどうすれば良いのでしょうか？	手作業での溶剤使用は、ばく露防止の観点から、適切な保護具や局所換気装置などが無いと使用は出来ません。保護手袋は、フッ素系ゴム、オレフィン系ポリマー等耐溶剤手袋である事を確認しないと膨潤したり、破損するので使用できません。（当協会のH.P.に参考として、記載しています） 保護具について下記サイトもご参照ください。 https://isaa.or.jp/%e4%bf%9d%e5%ae%89%e7%94%a8%e5%93%81%e3%81%a8%e3%81%af/	安衛法
15	全般	改正水濁法（平成24年6月）の概要を知りたい？	当協会Webサイトで公開している「改正水濁法説明会資料」を参照ください。	水濁法
16	全般	洗浄機の試運転で実際に塩素系溶剤を入れて試運転する際に係る注意点、規制内容は？	労働監督署へ塩素系溶剤の使用と特定化学物質作業主任者選任の届出と、都道府県知事宛てに特定施設計画及び公害防止組織（公害防止主任管理者等選任）の整備と事前届出が必要です。 試運転時の注意点は、作業者のばく露防止と、漏洩防止、地下浸透防止です。	その他
17	全般	使用済みの塩素系溶剤廃液を外部委託処理したいが、どこに出せば良いのでしょうか？	特別管理産業廃棄物として、都道府県知事の許可を得た事業者処理を委託する事になります。これらは、全国産業資源循環連合会のH.P.で紹介されていますので、以下のURLをご案内します。各地域の協会H.P.にてご確認ください。 https://www.zensanpairen.or.jp/federation/about/member/	その他

* このQ&Aは、当協会にこれまでお問合せのあった主な内容を纏めています。
現時点の最新の情報として纏めていますが、詳細の確認は各自治体や関係省庁のWebサイトでもご確認ください。